

論説

環境・公害事件における差止請求
—より良い環境で生きるために—
＝環境権と事案解明義務＝

2005年4月入学

飯田泰士

- I. 序論
- II. 差止請求の法律構成
 - 1 導入
 - 2 差止請求の法律構成についての検討
 - 3 小括
- III. 環境権
 - 1 環境権の法的根拠
 - 2 環境権に基づく請求
- IV. 環境権に基づく差止請求の要件
 - 1 導入
 - 2 環境権に基づく差止請求の要件の検討
 - (1) はじめに
 - (2) 絶対的差止基準
 - (3) 被害が絶対的差止基準に達しない場合の利益衡量
- V. 環境権に基づく差止請求における証明
 - 1 導入
 - 2 証明責任の転換
 - 3 間接反証
 - 4 事実上の推定
 - 5 事案解明義務
 - (1) はじめに
 - (2) 事案解明義務違反の効果
 - 6 証明度の引下げ
 - 7 裁判例の検討
 - (1) はじめに
 - (2) 裁判例の検討（全隈町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件）
 - (3) 裁判例の検討（志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件）
 - (4) まとめ
 - 8 小括
- VI. 結語

I. 序論

不法行為によって損害が発生している場合、その損害についての損害賠償を請求し（民法709条、民法710条）、原状回復を図ることが不法行為の救済手段として中心的なものである。しかし、不法行為が継続している場合、被害者の救済としてはそれだけでは十分でなく、現在継続されている不法行為の中止を求め、侵害自体をさせないことが重要なこととして要求されるのである¹⁾。

そして、そのようなことは、現代社会において、重要課題になっている環境・公害事件の場合に、特に要求される。なぜなら、環境・公害事件では、環境、人の身体・生命といった一度侵害されると回復困難な重要なものが侵害されるからである。そこで、環境・公害事件の場合に、不法行為の差止請求を認めるべきであり、認めている裁判例もある。

もっとも、環境・公害事件の場合の不法行為の差止請求の法律構成のため、差止請求の認められる段階が遅くなっており、しかも、公害訴訟においては、高度の専門性や証拠の偏在といった公害訴訟の特殊性のため、不法行為の差止請求が容易に認められているわけではない。しかし、環境・公害事件の場合の不法行為の差止請求は、より良い環境を保ち、人の身体・生命を保護するために重要なものであるので、早い段階で、適切に認められるべきである。

そこで、本稿では、環境・公害事件の場合の不法行為の差止請求について、その特殊性を踏まえたうえで、より良い環境の保護、人の身体・生命の保護という観点から、分析、検討する。

II. 差止請求の法律構成

1 導入

では、環境・公害事件の場合に、不法行為の差止請求をどのような法律構成で認めるべきであろうか。その法律構成としては、①物権的請求権説、②人格権説、③不法行為的差止請求権説、④環境権説がある²⁾ので、以下、それらについて検討する。

①物権的請求権説とは、被侵害利益が物権である場合は物権に基づいて妨害排除ないし妨害予防を請求できるというものである。もっとも、この場合、実際に物権的利益が侵害されているのではなく、生活上の利益が侵害されているのであり、その被害者がたまたま土地所有者であるということ、所有権に基づいて侵害行為の差止請求をできるという考え方であるから、理論的には物権的請求権の転用である³⁾。公害の差止請求では最も伝統的な立場である⁴⁾。

②人格権説とは、侵害された人権が物権に匹敵する権利である場合は差止請求ができるというものである。近時は、この法律構成による裁判例が多い⁵⁾。ここで、人格権とは「生命・健康を人間が本来有する状態で維持しうる権利」であり、人格権侵害とは、「個人の人格に本質的に付帯する個人の生命、身体、精神および生活に関する利益の侵害」である。この意味で、憲法の分野において、名誉毀損・プライバシー侵害関連で人格権が語られているのとは異なる⁶⁾。

③不法行為的差止請求権説とは、差止によって保護されるべき十分な利益が存在し、それが侵害されることで差止の要件は十分であり、物

1) 富井利安『環境・公害法の理論と実践』（日本評論社、2004）215頁。

2) 大塚直『環境法』（有斐閣、2002）518頁。

3) 田山輝明『不法行為法（補訂版）』（青林書院、1999）139頁。

4) 淡路剛久『公害賠償の理論（増補版）』（有斐閣、1978）262頁、この構成によった裁判例として、名古屋地判昭和42年9月30日判時516号37頁がある。

5) 交告尚史ほか『環境法入門』（有斐閣、2005）207頁、この構成によった裁判例として、大阪高判昭和50年11月27日民集35巻10号1881頁（大阪空港訴訟）がある。

6) 潮見佳男『不法行為法』（信山社、1999）485頁。

権的請求権や人格権、そして後述の環境権を持ち出す必要はないとするものである⁷⁾。

④環境権説とは、環境を破壊から守るために、環境を支配し、良い環境を享受しうる権利である環境権⁸⁾に基づいて侵害行為の差止請求ができるというものである。

ここで、大阪弁護士会環境権研究会の環境権についての研究は、わが国における環境権研究で重要なものであるので、大阪弁護士会環境権研究会の環境権の概要について紹介する⁹⁾。

急激な科学技術の進歩により自然の回復力をはるかに上回る大量の廃棄物が排出・累積され、地表上の汚染は急速に進みつつある。従来、われわれは自然の恩恵を無限のものと考えてきたが、それは地球という有限の空間の中で閉鎖的循環を繰り返している有限なものでしかなかった。われわれを取りまく自然は、もはや、われわれが自由にこれを使用しうる自由財ではなくなり、稀少価値をもつ価値物に変化したといえることができる。

これらの環境を守るために、われわれには、環境を支配し、良き環境を享受しうる権利があり、みだりに環境を汚染し、われわれの快適な生活を妨げ、あるいは妨げようとしている者に対しては、この権利に基づいて妨害の排除または予防を請求しうる権利がある。

2 差止請求の法律構成についての検討

以上のような、法律構成について、私は、④環境権説が妥当であると考え。そのように考えるのは、以下のような、消極的理由と積極的理由からである。

まず、消極的理由についてである。

第1に、①物権的請求権説は、物権的利益を

有しない者は、この理論によっては救済されず、その場合は、その者は全く救済されないことになるか、または、他の法律構成によって救済され、一貫性を欠くことになるので妥当でない。もっとも、そのような者も占有者として物権的差止請求をなしうるとする説もあるが、占有訴権の制度は本権に基づく物権的請求権と比べて暫定的性格を有するので、これをこのような場合まで転用するのは妥当でない¹⁰⁾。また、人間の生活に対する侵害であることを本質とする公害・生活妨害を、所有権に対する侵害と構成する点で、被害の実質に適合しないので妥当でない¹¹⁾。

第2に、②人格権説は、人格権は個人が享有主体であり、差止請求を認める根拠として妥当でない。なぜなら、環境・公害事件についての差止は、自然環境を保護しようという住民・社会運動から発現したものであり、集团的・社会的性格をもつからである。

第3に、③不法行為的差止請求権説は、不法行為の条項は事後的に金銭賠償により被害者を救済しようとするものであり（民法709条、民法710条）、将来発生する損害に関する責任についてまで規定していないので、差止請求を認める根拠として妥当でない。また、この構成によると、民法709条、民法710条で故意・過失が要求されることから、故意・過失が認められない限り、差止請求が認められず、被害者に不利であり妥当でない¹²⁾。

次に、積極的理由についてである。

第1に、環境・公害事件の差止は、集团的・社会的性格をもつ。そのため、環境は不動産の利用権とは無関係に、万人に共有されるべきであるとの考え方（環境共有の法理）に基づいて構成された新しい人権の1つである環境権¹³⁾をその根拠とするのが妥当である。

7) 田山・前掲注3)141頁。

8) 阿部泰隆=淡路剛久『環境法（第3版）』（有斐閣、2004）353頁。

9) 大阪弁護士会環境権研究会『環境権』（日本評論社、1973）50頁、51頁、63頁。

10) 田山・前掲注3)140頁。

11) 加藤一郎『公害法の生成と展開』（岩波書店、1968）20頁。

12) 潮見・前掲注6)483頁。

第2に、判例¹⁴⁾は、環境権は認められないとするが、1972年にストックホルムで開催された、第1回国際連合人間環境会議における「人間環境宣言」は、環境権は現代世界共通の「基本的人権」であるとし、また、環境権は韓国やスペインやポルトガル等の憲法で明文により保障され¹⁵⁾、アメリカやフランスでは法律で保障され、罰則規定のある国もあるので、国際協調主義を採用している（憲法前文、憲法98条）日本においても環境権を認めるべきである¹⁶⁾。

第3に、環境権を根拠に差止請求を認める見解は、身体・生命への侵害結果を問題とせず、環境の侵害すなわち身体・生命への危険を問題とし、公害事件において問題視される、被害者が因果関係を証明することの困難を緩和するものである。これは、専門性や証拠の偏在による立証の困難を緩和することを目指す判例¹⁷⁾や法制度¹⁸⁾の趣旨に沿うものである。

第4に、日本における環境・公害問題に対する、問題意識・取り組みは他の先進諸国に比べ著しく欠けているので、法が先行して、そのような状況の解決を目指すべきである。環境権を認めることは、国民一人ひとりが環境の重要性について認識し、環境を育む心を養うことにより、自発的に環境問題の解決に努め、あるいは環境保全活動に取り組むようになることを

主な目的として行われる教育活動である環境教育¹⁹⁾に資する。

第5に、環境権は内容が不明確であると批判され、裁判例²⁰⁾もそれを理由として環境権を否定するが、環境権は1969年、アメリカのミシガン大学のジョセフ・エル・サックス教授の草案の中に登場し²¹⁾、それ以後研究が進められ、決して不明確であるとは言えない。不明確な面があるとしても、裁判の積み重ねの中で具体化していくことができる。

第6に、環境破壊の考え次第では一切の開発が不可能となり、行政機能が損なわれるおそれがあることを理由として環境権を否定する見解がある²²⁾が、人権はそもそも行政による恣意を排除するためのものであるもので、そのような理由で否定するのは妥当でない。

3 小括

以上のように、私は、環境・公害事件の場合に、環境権によって、不法行為の差止請求を認めるべきであると考えます。

環境権を根拠にすることにより、身体・生命への侵害結果を問題とせず、環境の侵害すなわち身体・生命への危険を問題として差止請求をすることができるので、私の考え方は、裁判例

13) 交告ほか・前掲注5)132頁。

14) 最判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁（大阪空港訴訟）。

15) 韓国民事法務研究会『韓国憲法・戸籍法・親族法・相続法（改正版）』（韓国通信社、1991）6頁によると、例えば、韓国の憲法35条には、次のように規定されている。

すべての国民は、健康で快適な環境で生活する権利を有し、国家と国民は環境保全のため努力しなければならない。環境権の内容と行使は、法律で定める。

国家は、住宅開発政策などを通じ、すべての国民が快適な住居生活ができるよう努力しなければならない。

16) 交告ほか・前掲注5)131頁。

17) 最判昭和39年7月28日民集18巻6号1241頁、最判平成12年9月22日民集54巻7号2574頁、最判平成12年7月18日判時1724号29頁も専門性や証拠の偏在による立証の困難を緩和することを目指していると考えられる。

18) 民事訴訟法の平成8年改正において、220条4号で文書提出義務を一般義務とした。

19) 環境庁は、1986年「環境保全長期構想」の中で施策の重要課題として、環境教育を取り上げている〔横井秀明『図解による法律用語辞典（全訂版）』（自由国民社、1998）1010頁〕。

20) 福岡高判昭和56年3月31日判時999号33頁（豊前火力環境権訴訟）。

21) ジョセフ・エル・サックス教授は「天然資源保全および環境保護法」草案を起草し、公表した。そして、それをもとに、1970年4月1日、「ミシガン州環境保護法（MEPA）」が下院に提出された〔畠山武道『アメリカの環境保護法』（北海道大学図書刊行会、1992）35頁〕。サックス教授の環境権理論は、公共信託理論に立脚する〔J.L. サックス（山川洋一郎＝高橋一修訳）『環境の保護：市民のための法的戦略』（岩波書店、1974）178頁以下〕。

22) このような見解について、横井・前掲注19)989頁、潮見・前掲注6)486頁。

のように、人格権を根拠に差止請求を認める考え方よりも早い段階で差止請求をすることができるという、利点がある。

Ⅲ. 環境権

1 環境権の法的根拠

このように、環境権を根拠として、環境・公害事件の差止請求を認めると考えた場合、環境権の法的根拠が問題となる。

思うに、「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法 25 条)を可能にするためには、国民の健康が必要であるが、環境破壊はそれを根本から破壊し、人間の生存そのものを不可能にする危険を内包している。また、より良い環境を享受するために国家に積極的な施策を要求できる権利として理解すべきである²³⁾ので憲法 25 条の生存権を根拠とすべきである²⁴⁾。

また、憲法 13 条の幸福追求権は基本的人権の総則的権利であり、憲法 14 条以下は個別的に歴史上重要視された人権を保障した例示列举にすぎず、憲法 14 条以下で保障できないものについては、憲法 13 条で保障されうると考える。もっとも、あらゆる権利が保障されるとすると、人権のインフレ化が起こり、かえって人権保障のレベルを下げってしまう結果となるので、人格的生存に必要な不可欠なものだけ保障さ

れると考える²⁵⁾。良い環境を享受する権利は、人の人格的生存に必要な不可欠なものであり、憲法 13 条の幸福追求権の一つと考えられるので、これも根拠とすべきである。そして、憲法 13 条によって保障する実益は、将来新しく発生しうる問題に対処できることである²⁶⁾。

このように、環境権の法的根拠を憲法 25 条と憲法 13 条に求めるべきであると考え²⁷⁾。

2 環境権に基づく請求

では、環境権の法的根拠をそのように考えた場合、環境権に基づきいかなる請求が認められるであろうか。

まず、差止請求が問題となる典型事例である、すでに公害が発生し環境破壊がされている場合は、環境権の自由権的側面の問題であり、環境権の内容の特定性は原則として問題とならず不法行為の差止請求が認められる。もっとも「80 ホンを超える騒音を原告居住地内に進入させてはならない」²⁸⁾との抽象的不作為命令を求める差止請求は特定性が問題となるが、判例²⁹⁾と同様に請求の特定性に欠けることはないと考え³⁰⁾。なぜなら、企業活動等により一般人の権利が侵害されている場合、侵害発生メカニズムを被害者が把握できず、請求すべき侵害防止措置の特定を具体的にすることが困難なおそれがあるからである。

23) 政府は環境権に関連して、国には、国民が健康で文化的な最低限度の生活ができるように環境保全のための諸施策を実施する責務があり、その基本理念は憲法 25 条に由来するとしている(1993 年 3 月 22 日参議院予算委員会における大出内閣法制局長官の答弁)〔環境庁企画調整局企画調整課『環境基本法の解説』(ぎょうせい, 1994) 99 頁, 長谷部恭男『憲法(第 3 版)』(新世社, 2004) 168 頁〕。

24) 1993 年に成立した環境基本法は、この理念に基づき「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること」から、「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する」(環境基本法 3 条)ことができるよう環境を保全すべき責務を政府に課している(長谷部・前掲注 23) 168 頁)。

25) 佐藤幸治「判批」芦部信喜＝高橋和之編『憲法判例百選 I (第 3 版)』(有斐閣, 1994) 38 頁。

26) 環境権を憲法 13 条によって保障する実益として、憲法 25 条で保護されない文化財の保全を図れることをあげる見解があるが、環境権の内容が広汎になりすぎ、権利性が弱められ、環境権が登場するに至った沿革に忠実でないので妥当でない〔芦部信喜『憲法(新版補訂版)』(有斐閣, 1999) 242-243 頁〕。

27) 憲法 25 条と憲法 13 条を根拠とする見解は、憲法学の多数説である〔中山充「環境権論の意義と今後の展開」淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念『環境法学の挑戦』(日本評論社, 2002) 45 頁, 46 頁〕。

28) 沢井裕『公害の私法的研究』(一粒社, 1969) 119 頁に挙げる例を参考にした。

29) 最判平成 5 年 2 月 25 日判時 1456 号 53 頁(横田基地事件)。

30) 土居正典「公害・環境裁判と差止請求(2)完」鹿兒島法学 39 卷 1 号 21 頁, 49-50 頁(2005)。

次に、未だ公害が発生しておらず、環境破壊もされていない場合についてである。このような場合、公害の発生が起らないようにし、また環境破壊がされないようにするための措置を請求するためには、具体的立法が必要である。なぜなら、環境権の内容が特定されていないため、環境権の社会権的側面についての基準が明らかでなく抽象的権利にすぎないからである。

もっとも、過去の事例・研究から、将来重大な公害が発生し、環境破壊がされるおそれが明らかな場合には、環境権の自由権的側面として事前の差止請求が認められると考える。なぜなら、一度水質汚染がされてしまったために、今後100年は水質を改善することはできないような状況になり、それを飲料水としていた町全体が壊滅的な被害を受けるといったような東南アジアの国々に見られることが起こりうるからである。

IV. 環境権に基づく差止請求の要件

1 導入

では、環境権に基づく差止請求はいかなる場合に認められるか。被害の存在のみで、他の事情を考慮することなく、差止請求が認められることになるのであろうか。確かに、差止請求の根拠として環境権のような権利的構成³¹⁾をとる場合は受忍限度論³²⁾のような利益衡量論をとるべきではないという考え方があり³³⁾、しかも、環境権という考え方がでてきたのは要件論における相関的判断の拒絶にあったといえ³⁴⁾、被害の存在のみで、他の事情を考慮す

ることなく、差止請求が認められることになるとも思える。しかし、受忍限度論は権利的構成である物権的請求権説の判例から生まれてきたものであり³⁵⁾、環境権論者の中にも相関的判断を是認する主張もあり、被害の存在のみで、他の事情を考慮することなく、差止請求が認められることになるというのが、環境権に基づき差止請求を認める見解の論理的帰結になるわけではない³⁶⁾。そこで、以下、環境権に基づく差止請求の要件について検討する。

2 環境権に基づく差止請求の要件の検討

(1) はじめに

従来の環境権に基づく差止請求の要件の考え方は、以下のように要約することができる。

環境侵害という事実があれば、原則として、利益衡量をせず差止請求が認められる。そして、環境侵害が存在するか否かは、原告個人に具体的に発現する被害のみでなく、事前予防・社会予防の見地から、生態系の変化、被害の広汎さをも考慮して判断するべきである。他方、結論の硬直化を防ぐため、望ましい環境状態(被害の違法レベル)が地域によって差のあることを認め、また、公共性、防止措置等加害行為の態様如何では、原告の環境権の行使を権利濫用として抑制することもありうる³⁷⁾。

このような考え方に沿い、そして利益衡量を重視し、私は、一定の被害が発生したならば、いかなる利益衡量も排斥して差止請求を認め、そのような一定の被害が発生しない場合は利益衡量により差止請求を認めるか否かを定めるべ

31) 物権的請求権説、人格権説、環境権説を権利的構成といい、不法行為的差止請求権説を非権利的構成という〔富井利安=伊藤護也『公害と環境法の展開』(法律文化社、1987) 38-39頁〕。

32) 横井・前掲注19)989頁によると、スウェーデンの1969年の環境保護法は受忍限度論の考えに立った賠償責任を規定していた。

33) 淡路・前掲注4)262頁。

34) 総合研究開発機構ほか『差止請求権の基本構造』(商事法務研究会、2001) 119頁。

35) 淡路・前掲注4)262頁。

36) 総合研究開発機構ほか・前掲注34)119頁。

37) 八代紀彦「環境権」西原道雄編『現代損害賠償法講座(5) 公害・生活妨害』(日本評論社、1973) 311頁、325頁、沢井裕『公害差止の法理』(日本評論社、1976) 28頁。

きと考える。そして、いかなる利益衡量も排斥して差止請求を認める一定の被害の基準を絶対的差止基準ということとする³⁸⁾。

このように考えることにより、利益衡量論のみによった場合の差止基準の不明確性や、経済性の過度の重視により差止請求が認められない危険性を克服し、また、従来の環境権に基づく差止請求の硬直的判断に対する批判に応えることができると思う。

(2) 絶対的差止基準

絶対的差止基準たる一定の被害とは、生命・身体（健康）への侵害を意味する。しかし、健康概念は必ずしも明確なものではない³⁹⁾。そこで、絶対的差止基準としては、集団的疾病预防の観点、すなわち閾値をとるべきである。ここで閾値とは、疫学的研究を基礎とし、それ以下では健康上何ら悪い影響もあられない汚染の条件である⁴⁰⁾。もっとも、被害が閾値以下でも、現実に1人であっても住民に生命侵害・疾病発生のおそれがあれば、加害者が被害者の居所の場を適法に収用し立ち退かせうる場合でなければ、被害者の加害者に対する差止請求が認められる。

そして、閾値の確立していない騒音・日照妨害の場合は、規制基準を社会的コンセンサスによる絶対的差止基準とみるべきである。規制基準に違反すれば、その規制基準が想定している被害が発生していないことを加害者が立証しない限り差止請求が認められる⁴¹⁾。

(3) 被害が絶対的差止基準に達しない場合の利益衡量

被害が絶対的差止基準に達していない限り、利益衡量により、被害の重大性と侵害行為の態様が相関的に衡量され、差止請求が認められる

か否かが決まる。このような衡量において検討すべきことは、Ⅰ被侵害利益の評価、Ⅱ侵害行為の態様、である。

そこで、まず、Ⅰ被侵害利益の評価について検討する。被侵害利益の評価は、①総量的被害評価と②生態学的被害評価によってなされるべきである⁴²⁾。

①総量的被害評価とは、単に原告個人の被害のみではなく、被告からもたらされる住民全体の被害を考慮に入れるべきというものであり、公害の拡散による免責を防ぐ意味でも、住民運動の団結の法的認知としても重要である。

②生態学的被害評価とは、現在原告自身に具体的に被害が発生せず、また現実に危険が切迫していることの立証が不可能であっても、生態学的見地から原告を含む住民集団に危険の及ぶことが確実であるなら違法と評価すべきというものであり、このように考えることによって、極めて早い段階で差止を求めることが可能となる。

次に、Ⅱ侵害行為の態様について検討する。侵害行為の態様は、i 正当防衛・緊急避難等違法性阻却事由、ii 公共性等違法性減殺事由、iii 害意等違法性補強事由として機能する⁴³⁾。

i 正当防衛・緊急避難等違法性阻却事由については、公害においては加害者側の正当防衛・緊急避難等は考えられない。

ii 公共性等違法性減殺事由については、①社会的有用性、②防止措置の困難さ、③先住性が問題となる。①社会的有用性については、差止請求が認められると原告・被告以外にも広く社会的に影響を及ぼすから、これをある程度斟酌するのはやむをえない⁴⁴⁾が、経済性等の過度の重視により差止請求が認められない危険性が

38) このような考え方について、沢井・前掲注 37)29 頁。

39) WHO（世界保健機関）の健康の定義では、健康とは、「単に病気でない状態を指すのではなく、身体的、心理的、社会的に満足のゆく状態にあること」をいう〔池上直己『臨床のためのQOL評価ハンドブック』（医学書院、2001）139 頁〕。

40) 加藤一郎『公害法のしくみ』（有斐閣、1971）20 頁。

41) 絶対的差止基準について、沢井・前掲注 37)29-30 頁。

42) 沢井・前掲注 37)31 頁。

43) 沢井・前掲注 37)33 頁。

44) 沢井・前掲注 37)34 頁。

生ずるので、社会的有用性を違法性減殺事由として過大に評価することは妥当でない。②防止措置の困難さについては、防止措置が経済的に、あるいは技術的に非常に困難な場合は違法ではなく、差止請求は認められないという見解もある⁴⁵⁾が、企業はそもそも住民の環境権を侵害する権利をもっているわけではないから、適当な防止措置がないのであれば、企業はその事業活動自体を中止するべきである⁴⁶⁾ので、違法性減殺事由にはならないと考えるべきである。

③先住性については、隣地は良好な環境に置かなければならず⁴⁷⁾、先住者なら環境権を侵害してよいというわけではないので、違法性減殺事由にはならないと考えるべきである。

iii 害意等違法性補強事由については、①害意、故意、過失、②防止措置の懈怠、③環境影響調査義務、④環境影響調査結果の公開・説明義務が問題となる。①害意、故意、過失については、差止請求の法律構成として、不法行為的差止請求権説をとらず、環境権説をとるのであるから、必要ではないが、過失があれば、差止請求は認められやすくなり、故意があれば、差止請求はより認められやすくなり、害意があれば、さらに差止請求は認められやすくなると考える。②防止措置の懈怠については、加害者が容易にとれる防止措置を怠っていれば、差止請求は認められやすくなると考える。③環境影響調査義務については、環境影響調査を怠った場合、差止請求を認める重要な要素となると考える。④環境影響調査結果の公開・説明義務については、この義務の懈怠が差止請求を認める重要な要素となると考える⁴⁸⁾。③環境影響調査義務、④環境影響調査結果の公開・説明義務に関して、

近年、環境アセスメント⁴⁹⁾や住民への説明といった手続面が重視され⁵⁰⁾、裁判例⁵¹⁾にも環境影響調査の不履行と住民との話し合いがないことを理由に差止請求を認めたものがある。

V. 環境権に基づく差止請求における証明

1 導入

そして、公害訴訟において、環境権に基づく差止請求が認められるためには、因果関係の立証がなされる必要がある。もともと、高度の専門性が要求され、その上、因果関係を証明するために必要な証拠は環境を侵害している側である企業等によって管理されており、証拠の偏在が顕著であるので、因果関係の証明は著しく困難であり、環境権に基づく差止請求は著しく困難となってしまふ。そこで、証明の負担の軽減や立証困難の緩和をどのようにするかが、大きな問題となるのである。

このような問題に対応するため、民事訴訟法においては、次のような対応がなされている。

まず、当事者が相手方の所持する文書を証拠調べの対象とするために採り得る方法として、文書提出命令があり（民事訴訟法 223 条）、民事訴訟法 220 条 4 号で、同号のイないしホの場合を除き、文書提出義務を一般義務化し、証拠収集の拡充を図っている。

また、当事者が、相手方の下にある証拠を証拠調べの対象とするために採り得る方法として、証拠保全制度がある（民事訴訟法 234 条）。この制度の利用により、本来の証拠調べを待つ

45) 沢井・前掲注 37)35 頁。

46) 大阪弁護士会環境権研究会・前掲注 9)101 頁。

47) 大阪弁護士会環境権研究会・前掲注 9)102 頁。

48) 沢井・前掲注 37)36 頁。

49) 環境影響事前評価ともいう。ある行為によって環境にいかなる影響が及ぶかを事前に調査研究し、それをまとめて公表することである。住民はそれに対して、意見をだすことができる。日本においては、工業立地法や瀬戸内海環境保全特別措置法の中に、環境アセスメントの初歩的な制度が導入され、1997 年に対象事業の拡大、スクリーニング、スコアリング導入、住民参加の機会の拡大をした環境影響評価法が成立している（横井・前掲注 19)988 頁）。

50) 富井利安ほか『環境法の新たな展開（新版）』（法律文化社、1997）70 頁。

51) 熊本地判昭和 50 年 2 月 27 日判時 772 号 22 頁。

ていたのでは取り調べが不可能または困難になるおそれがある場合、予め証拠調べをして、その結果を確保することができることになる。証拠保全の証拠開示機能について、証拠保全による相手方の不利益や提訴前の証拠収集に協力すべき理論的基礎が十分でないとして、消極的に評価する見解⁵²⁾もあるが、証拠の偏在に対処し、当事者の実質的公平を図るために、証拠の保全という目的を超えて、相手方の有する自己に有利な証拠を発見する目的で証拠保全手続を利用する証拠開示機能を積極的に評価すべきである⁵³⁾。

もっとも、このような民事訴訟法の制度だけでは、証明の負担の軽減や立証困難の緩和をすることは困難である。

そこで、訴訟上ある事実の存否が確定できない場合に、判決において、その事実を要件とする自己に有利な法効果の発生または不発生が認められないことになる当事者一方の危険または不利益である⁵⁴⁾、証明責任の分配の仕方によって、環境権に基づく差止請求における証明の負担を軽減することができないか。

このことに関して、当事者の公平の観点から、立証の難易、証拠との距離、事実存否の蓋然性を基準として、証明責任の分配を決定する、という見解が近年有力に主張されている⁵⁵⁾。このように考えれば、環境権の差止請求における証明責任を環境を侵害している企業等に負担させることができ、差止請求する側の証明の負担を軽減することができる。

しかし、証明責任には、審理過程で、当事者の訴訟追行の指標としての機能と裁判所の訴訟

運営の指標としての機能がある⁵⁶⁾が、そのような見解によると、証明責任のそのような機能が十分に果たせず、妥当でない。

そこで、実体法との調和および基準の明確性から、法規の解釈によって証明責任の分配基準を決定すべきである（法律要件分類説）⁵⁷⁾。

証明責任の分配についてこのように考えると、環境権に基づく差止請求の証明責任は、差止請求する側が負うことになってしまい、差止請求が著しく認められにくくなる。しかし、そのような結果は社会的正義の観点から妥当でない。そこで、そのようなことを解決するため、以下、証明の負担の軽減、立証困難の緩和の法技術として、①証明責任の転換、②間接反証、③事実上の推定、④事案説明義務、⑤証明度の引下げについて分析、検討する。

2 証明責任の転換

証明責任の転換とは、特定の場合に、相手方に反対事実の証明責任を負わせる法技術である⁵⁸⁾。明文で規定されているものとして、自動車損害賠償保障法3条但書があるが、明文で規定されていない場合も認められるかが問題となる。

近時の公害訴訟においては、証明責任の転換を認めて、相手方に証明責任を負担させる見解もある⁵⁹⁾。このような見解によると、因果関係の証明がないことにより、差止請求が認められないということが大幅に少なくなる。

しかし、証明責任の転換は、表面的にドラステックであり、他方、解釈論としての説得力

52) このような見解について、大竹たかし「提訴前の証拠保全実施上の諸問題」判例タイムズ361号74頁、74頁（1978）、伊藤眞『民事訴訟法（補訂版）』（有斐閣、2000）382頁。

53) このような見解について、小林秀之『新証拠法』（弘文堂、1998）123頁、林圭介「証拠保全に関する研究」民事訴訟法雑誌37号24頁、40頁（1991）。

54) 菊池定信「証明責任の分配」飯倉一郎編『演習ノート 民事訴訟法（全訂版）』（法学書院、1997）153頁、153頁。

55) 高木敬一「証明責任」櫻井孝一編『争点ノート 民事訴訟法（改訂版）』（法学書院、1997）139頁、141頁。

56) 上田徹一郎『民事訴訟法（第3版）』（法学書院、2001）368頁。

57) 伊藤・前掲注52)310頁。

58) 新堂幸司『新民事訴訟法（第3版）』（弘文堂、2004）520-521頁。

59) 菊池定信「法律上の推定と証明責任の転換」飯倉一郎編『演習ノート 民事訴訟法（全訂版）』（法学書院、1997）155頁、156頁。

は、転換するほうが妥当であるという政策論以上のものは出てきにくく、理論的強さに欠けることが多い⁶⁰⁾ので、明文で規定されていない場合、証明責任の転換は認められないと考える。

3 間接反証

間接反証とは、ある主要事実が間接事実によって一応証明されたときに、別個の両立する間接事実を証明することによって、主要事実の推認を妨げる立証活動である⁶¹⁾。

間接反証理論は、法律要件分類説を前提としながら、主要事実の証明責任は変動させず、証明困難な主要事実をめぐる間接事実についての証明の負担を両当事者のいずれかに分配して、証明困難な主要事実についての証明責任の公平な運用を図る機能を有するものであり⁶²⁾、公害訴訟における証拠の偏在構造による問題を解決するための理論として注目されている。

公害訴訟において、間接反証が用いられたとされる、新潟水俣病事件の裁判例⁶³⁾は、因果関係の証明について、原告が、①被害疾患の特性とその原因物質、②原因物質が被害者に到達する経路の2つの事実を証明すれば、因果関係は一応証明されるので、③加害企業における原因物質の排出については、被告企業がその不存在を証明しなければならないとした⁶⁴⁾。

しかし、この裁判例が間接反証を用いたと考えるのは妥当でないと考える。なぜなら、因果関係の有無というのは、評価であり、主要事実ではなく⁶⁵⁾、また、間接反証は証明責任の分担を一部修正する理論⁶⁶⁾だからである。

裁判例にも間接反証を用いることに反対する

ものがあると考えられる。東北電力女川原子力発電所建設工事差止請求事件の裁判例⁶⁷⁾は、人格権等に基づく原子力発電所の建設または運転についての差止訴訟においては、当該原子力発電所に安全性に欠ける点があり、原告らに被害が及ぶ危険性があることについての立証責任は、人格権に基づく差止訴訟一般の原則どおり、原告が負うべきものと解され、本件においては、①原子力発電の運転による放射性物質の発生、②原子力発電所の平常運転時および事故時における右放射性物質の外部への排出可能性、③右放射性物質の拡散可能性、④右放射性物質の原告らの身体への到達可能性、⑤右放射性物質に起因する放射線による被害発生の可能性について、原告が立証責任を負うが、①②③④⑤について原告が必要な立証を行っていること、原子力発電所の安全性に関する資料はすべて被告側が保持していることなどの点を考慮すれば、被告側において、まず安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ非公開の資料を含む必要な資料を提出した上で立証する必要があり、被告が右立証を尽くさない場合には本件原子力発電所に安全性に欠ける点があることが事実上推認されるとし、間接反証を用いたものと考えられるが、志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件の裁判例⁶⁸⁾は、そのような考え方はとらないとしている。

また、間接反証理論については、因果関係の有無が主要事実であるとしても、因果関係の存在について事実上の推定を成立せしめる高度の経験則が働くときには、相手方はそれを覆滅するための間接事実の存在を裁判所に確信させなければならないという一般論で十分であり、特

60) 高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上』(有斐閣, 2005) 498頁。

61) 椎橋邦雄「間接反証」櫻井孝一編『争点ノート 民事訴訟法(改訂版)』(法学書院, 1997) 130頁, 130頁。

62) 上田・前掲注56)376頁。

63) 新潟地判昭和46年9月29日下民集22巻9・10号別冊1頁(新潟水俣病訴訟)。

64) 間接反証と考える学説がある〔好美清光=竹下守夫「判批」判例時報646号108頁, 109頁(1971)〕。

65) 高橋・前掲注60)494頁。

66) 上田・前掲注56)376頁。

67) 仙台地判平成6年1月31日判タ850号169頁(東北電力女川原子力発電所建設工事差止請求事件)。

68) 金沢地判平成18年3月24日判時1930号25頁(志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件)。

別に間接反証の概念を立てる理由に乏しい、という批判がある⁶⁹⁾。

4 事実上の推定

裁判所は、争いのある事実に関して、証拠から直接、または証拠に基づいて間接事実を認定し、間接事実に基づいて主要事実の存在を推定する。この推定は、経験則を用いて行われ、事実上の推定と呼ばれる⁷⁰⁾。表見証明や一応の推定も事実上の推定の一場合であると考えられる⁷¹⁾。

私は、前述のように、因果関係の有無というのは、評価であり、主要事実ではないと考えるので、因果関係の有無の証明に関して、事実上の推定ということは問題にならないと考える。しかし、前述のように、間接反証理論については、因果関係の有無が主要事実であるとしても、因果関係の存在について事実上の推定を成立せしめる高度の経験則が働くときには、相手方はそれを覆滅するための間接事実の存在を裁判所に確信させなければならぬという一般論で十分であり、特別に間接反証の概念を立てる理由に乏しい、という指摘があり、また、因果関係の有無が評価であるのか主要事実であるのかについては争いがあるので、因果関係の有無を主要事実と考えた場合、事実上の推定により、公害訴訟の妥当な解決が図れるのかについて検討する。そして、検討するにあたって、新潟水俣病事件の裁判例⁷²⁾を例として用いる。

新潟水俣病事件の裁判例によると、証明すべきことは、①被害疾患の特性とその原因物質、②原因物質が被害者に到達する経路、③加害企業における原因物質の排出である。そして、③加害企業における原因物質の排出については、加害企業側の支配領域内の問題であり、原告が

証明することは著しく困難である。

そのため、前述のように、新潟水俣病事件の裁判例は間接反証理論を用いて、原告は①②の事実を証明すればよいとしたとされる⁷³⁾が、事実上の推定を用いて、同様のことが言えるか、すなわち、①②の事実を証明すれば、因果関係の存在について事実上の推定を成立せしめる高度の経験則が働くと言えるであろうか。

思うに、社会的正義ということを考慮に入れたとしても、③加害企業における原因物質の排出があるか否かという、因果関係の存在の有無を認定するにあたって非常に重要なことを原告が証明できていないにもかかわらず、①②の事実を証明しただけで、因果関係の存在について事実上の推定を成立せしめる高度の経験則が働くということはできないと考える。

そこで、新潟水俣病事件の裁判例の事案においては、事実上の推定により、原告の証明の困難を緩和し、因果関係の存在を認めることはできないと考える。

そして、事実上の推定により、因果関係を認めるのが困難というのは、新潟水俣病事件の裁判例の事案に限られることではないであろう。その理由は、次のとおりである。事実上の推定により、証明の困難を緩和しようとする事実は、加害企業が証拠を独占しているような加害企業側の支配領域内の事実であると考えられる。というのは、そのような事実の証明の困難を緩和するのではなく、そのような事実を原告に証明させて、他の事実の証明の困難を緩和しても、証明の困難の緩和という観点からは効果的なものではないからである。そして、加害企業側の支配領域内の事実というのは、加害企業の原因物質の排出や加害企業内の敷地に有害物質が埋め立てられたこと等の因果関係の有無を考えるにあたって重要な事実であり、そのような事実

69) 伊藤・前掲注 52)318 頁。

70) 伊藤・前掲注 52)311 頁。

71) このように考えるのが多数説である(高橋・前掲注 60)504 頁)ので、本稿ではそれに従う。

72) 前掲注 63) 新潟地判昭和 46 年 9 月 29 日(新潟水俣病訴訟)。

73) 間接反証と考える学説がある(好美ほか・前掲注 64)108 頁, 109 頁)。

ただし、前述のように、私は、この裁判例が間接反証を用いたと考えるのは妥当でないと考える。

が証明できなければ、因果関係の存在について事実上の推定を成立せしめる高度の経験則が働くということとはできない。

5 事案解明義務

(1) はじめに

このように、公害訴訟における証明の困難は、間接反証理論や事実上の推定により緩和することはできないと考える。

そうすると、証明責任を負わない加害企業側は、訴訟で証明活動を行わず、証明困難のため原告の本証が失敗するのを待ち、証明の困難を乗り越えて、原告の本証が成功しそうになって初めて反証するということになりそうである。

しかし、そのようなことは、社会的正義という観点から妥当でない。

そこで、加害企業側に事案解明義務を負わせることはできないかについて検討する。

事案解明義務とは、ドイツの学説から示唆を受けたものであり、証明責任を負わない当事者に事実主張の補完のための主張や証拠提出を義務付けるものであり⁷⁴⁾、その要件としては、相手方に事案の解明を求める証明責任を負う当事者が、①自己の権利主張につき合理的な基礎があることを明らかにする手がかりを示し、②この者が客観的に事実の解明をなし得ない状況にあり（事実からの隔絶）、③そのことに非難可能性がなく、④それに反して相手方は事実を容易に解明できる立場にありその期待可能性があること、があげられる⁷⁵⁾。

そして、相手方が、事案解明義務を果たしたときは、証明責任を負うものが証明活動をしななければならない、それにもかかわらず証明に失敗し、真偽不明に陥ったときは、証明責任により、証明責任を負うものが敗訴するということにな

る⁷⁶⁾。

このような事案解明義務は、主張されたドイツにおいても、我が国においても、一般的に承認されるには至っていない⁷⁷⁾。しかし、事案解明義務は、一方当事者に証明責任を負わせ、あとは、当事者の訴訟追行に任せるという伝統理論から生じた証拠を巡る両当事者の法的地位の不平等を調整して、証明責任を負う者に事案の解明を期待できない場合に相手方当事者に主張・立証の義務を認め、実質的当事者平等原則の実現を目指すものである⁷⁸⁾ので、公害訴訟にもよく当てはまる理論である⁷⁹⁾と考える。

(2) 事案解明義務違反の効果

では、事案解明義務違反の効果はどのように考えるべきか。

事案解明義務違反の効果としては、この義務に違反して主張や証拠を提出しないことの評価を裁判所の自由裁量に任せるという見解と、この義務に違反した場合は要証事実については証明責任が転換するという見解がある⁷⁹⁾。

このことに関しては、①柔軟な事実認定ができ、②手続の安定性が得られ、③過失の軽重に応じて柔軟な訴訟上の効果を得られるので、この義務に違反して主張や証拠を提出しないことの評価を裁判所の自由裁量に任せると見解が妥当である⁸⁰⁾と考える。

6 証明度の引下げ

証明度の引下げについては、通常の高い証明度では、証明困難ゆえに、不当な証明責任を導き、適用実体法の規範目的・趣旨に反する結果となる場合に、証明度を軽減する、と説く学説がある⁸⁰⁾。

そして、証明度の引下げが行われる類型とし

74) 松村和徳「証明妨害と模索的証明」櫻井孝一編『争点ノート 民事訴訟法(改訂版)』(法学書院, 1997) 163頁, 166頁。

75) 上田・前掲注56)379頁, 高橋・前掲注60)510頁。

76) 高橋・前掲注60)510頁。

77) 松村・前掲注74)166頁。

78) 上田・前掲注56)379頁。

79) 上田・前掲注56)379頁。

ては、医学・化学・物理学等の因果関係の証明の困難な場合、公害・鉱害・製造物責任の場合、交通事故のように被告が保険に入っていて損害のリスクを分配転嫁しうる場合があげられている⁸¹⁾。

証明度の引下げは裁判所で実際に行われていると見てよいであろう⁸²⁾。

7 裁判例の検討

(1) はじめに

以上のように考えると、公害訴訟で、証明の負担の軽減、立証困難緩和の法技術として用いることができるのは、事案解明義務と、証明度の引下げである。そこで、これらが、差止請求が認められた最近の重要な公害訴訟の裁判例において、どのように用いられているか、それとも用いられていないのかについて分析、検討する。

(2) 裁判例の検討（全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件）

全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例⁸³⁾は、安定型産業廃棄物処分場の建設等差止事件の本案訴訟において、水道水利用者の差止請求を認めた初めての裁判例である⁸⁴⁾。近年、廃棄物最終処分場の建設を巡る紛争は、1.廃棄物の増加に比して処分場不足から処分場設置が全国各地に広がっていること、2.処分場予定地が住民の生活圏に接近していること、3.処分場からの環境汚染が報道され、住民の間に生活、健康への危険の不安が高まっていること、4.行政によるコントロールに対する住民の不信感などの理由により増加し、差止訴訟になる事例が増えている⁸⁵⁾ので、全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例は重要な裁判例である。

全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例において、事案解明義務、証明度の引下げは用いられているであろうか。以下、全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例について、分析、検討する。

全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例は次のように判示した。

原告らの請求を基礎づける要素は、大きく区分けすると、㊦当該廃棄物処分場に水道水の清浄を損なうおそれのある物質（以下、「有害物質」という。以後、この意味で「有害物質」という言葉を使う場合には、かぎ括弧付で表記することとする。）が搬入され、埋め立てられることが合理的に予測されるか、㊧当該廃棄物処分場に埋め立てられた「有害物質」が当該廃棄物処分場外に漏出することが合理的に予測されるか、㊨漏出した「有害物質」が水道、ひいては原告らの蛇口まで到達することが合理的に予測されるかの三点に整理することができる。このうち、㊦と㊧は、当該廃棄物処分場設置者の支配領域内にある廃棄物処分場施設内の問題であり、将来の予測という面についても、当該設置者自身が設置、運営するのであるから、当該設置者自身でなければ説明することができない問題であり、原告らに説明させることは意味がない。

そこで、原告は、㊩当該廃棄物処分場に「有害物質」が搬入され、埋め立てられることが合理的に疑われること、㊪当該廃棄物処分場に埋め立てられた「有害物質」が当該廃棄物処分場外に漏出することが合理的に疑われること、㊫漏出した「有害物質」がある場合には、水道、ひいては原告らの蛇口まで到達することが合理的に高度の蓋然性をもって肯定されることを立証する責任があり、これらの立証がされれば、法的因果予測の面の証明はあったものというべ

80) 高橋・前掲注 60)518 頁。

81) 高橋・前掲注 60)518 頁。

82) 高橋・前掲注 60)518 頁。

83) 水戸地判平成 17 年 7 月 19 日判時 1912 号 83 頁（全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件）。

84) 飯塚和之「判批」判例タイムズ 1211 号 27 頁、29 頁（2006）。

85) 飯塚・前掲注 84)27 頁。

きであり、当該廃棄物処分場設置者である被告において、④当該廃棄物処分場には「有害物質」が搬入されることはないこと（搬入を阻止するに足りる十分な対策を講じていること）、又は⑤仮に搬入されても、埋め立てられることはないこと（埋立対象物にしないことを保障し得る十分な対策を講じていること）、又は⑥仮に埋め立てられても、「有害物質」が当該廃棄物処分場外に漏出することはないこと（場外への漏出を防止するに足りる十分な対策を講じていること）を立証しない限り、㉗と㉘は肯定され、㉗ないし㉘の各要素⁸⁶⁾の立証があったものと解すべきである。

以上のような、全隈町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例の要点は次のとおりである。

まず、原告らの請求を基礎づける要素として、㉗と㉘と㉙を挙げる。

次に、原告らの立証すべきこととして、①と②と③を挙げる。ここで、①は㉗、②は㉘、③は㉙とそれぞれ対応している。

次に、被告の立証すべきこととして、④と⑤と⑥を挙げる。ここで、④と⑤は①に関するものであり、⑥は②に関するものである。被告の立証すべきものとして、③に関するものは挙げられていない。

このような、①②③④⑤⑥㉗㉘㉙の関係を踏まえて、以下、全隈町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例において、事案解明義務や証明度の引下げが用いられているか否かについて、前述の事案解明義務の要件を基に検討する。

まず、判旨は、「㉗と㉘は、当該廃棄物処分場設置者の支配領域内にある廃棄物処分場施設内の問題であり、将来の予測という面についても、当該設置者自身が設置、運営するのであるから、当該設置者自身でなければ説明することができない問題であり、原告らに説明させることは意味がない」としている。このことから、

被告である業者の廃棄物処分場施設内の問題であり、原告は廃棄物処分施設の部外者であるので、㉗と㉘、そして、それに対応する①と②については、②原告が客観的に事実の解明をなし得ない状況にあり（事実からの隔絶）、③そのことに非難可能性がないといえ、④それに反して相手方は事実を容易に解明できる立場にありその期待可能性があると見える。

次に、判旨は、原告は、③については、合理的に高度の蓋然性をもって肯定されることを立証する必要があるとしているにもかかわらず、①と②については、合理的に疑われることを立証する必要があるとし、立証の程度に差をつけている。そして、判旨が、「㉗と㉘は、当該廃棄物処分場設置者の支配領域内にある廃棄物処分場施設内の問題であり、将来の予測という面についても、当該設置者自身が設置、運営するのであるから、当該設置者自身でなければ説明することができない問題であり、原告らに説明させることは意味がない」とし、①と対応する㉗、②と対応する㉘について「原告らに説明させることは意味がない」としていることから、判旨が①と②について合理的に疑われることを立証する必要があるとしているのは、①と②については①自己の権利主張につき合理的な基礎があることを明らかにする手がかりを示すことで足りるということを意味すると考えられる。

このように、全隈町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例は、前述の事案解明義務の要件である①②③④をみたとす。

このことから、判旨が、①に関する④と⑤、②に関する⑥について、被告である加害企業の立証を要求しているのは、被告である加害企業に事案解明義務を負わしたものであると考えられる。ここで、①②③④⑤⑥に関して、判旨が、①と②について合理的に疑われることの立証を原告に要求していることを、①と②について証明度の引下げがされたと考え、④と⑤は①に関して、⑥は②に関して、被告が反証すべきこ

86) 判例時報 1912 号では、この部分に関して、「と」になっているが、判例時報 1923 号 162 頁に訂正記事があり、「ないし」と訂正されている。

とをあげたにすぎないと考えると、③についてだけ反証すべきことをあげていないことになり、不自然なことになる。そのため、①と②について証明度の引下げがされたと考えるのは妥当でない。

また、判旨は、原告によって、①と②と③が立証されても、証明されるのは法的因果予測の面についてであるとし、被告によって、④と⑤と⑥が立証されない場合、初めて、⑦と⑧が肯定され、⑨ないし⑩の各要素の立証があったとする。

このように考えると、全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例は、原告が、③について合理的に高度の蓋然性をもって肯定されることを立証すれば、⑩の立証があったといえ、また、①と②について合理的に疑われることを立証すれば、事案解明義務が被告である加害企業に課され、被告が④又は⑤又は⑥について事案解明義務を果たさなければ、事案解明義務違反の効果として、裁判所の自由裁量により、⑦と⑧の事実が認定され、その結果、⑨と⑩の立証があったとしていると理解できる。

以上のことから、全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例は、事案解明義務を用いていると考える。

そして、また、判旨が、「⑦当該廃棄物処分場に水道水の清浄を損なうおそれのある物質（以下、『有害物質』という。以後、この意味で『有害物質』という言葉を使う場合には、かぎ括弧付で表記することとする）」としていることから、物質の有害性について、証明度の引下げをしていると考えられる。

このように、全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例は、事案解明義務と証明度の引下げを用いた裁判例であると考えられる。

もっとも、このような私見に対して、全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁

判例の理解の仕方として、次のようなものが考えられる⁸⁷⁾。

全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例は、⑦と⑧と⑩に関する事実が合理的に予測されることを要求している。これは、全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件は、安定型産業廃棄物処分場の建設、使用、操業が、未だなされていない事例であるので、主要事実を⑦と⑧と⑩に関する事実自体ではなく、⑦と⑧と⑩に関する事実が合理的に予測されることにしたと考えられる。それに伴い、⑦に対応する①に関する事実が合理的に疑われること、⑧に対応する②に関する事実が合理的に疑われることを立証することを要求し、⑩に対応する③に関する事実については、合理的に疑われることではなく、合理的に高度の蓋然性をもって肯定されることを立証することを要求しているが、③漏出した「有害物質」がある場合には、水道、ひいては原告らの蛇口まで到達することとし、漏出した「有害物質」が、「ある場合」とし、①②と異なり、「ある場合」に限って論じているので、①②と③に間に立証の程度の差を認めたものではなく、また、①②について立証の困難の緩和をしたものではない。すなわち、全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例は、事案の性質上、そのような表現になったに過ぎないので、証明の困難の緩和を図ったものではなく、事案解明義務を採用した裁判例ではない。

しかし、このような理解の仕方は、妥当なものではないと考える。

まず、このような理解の仕方によると、全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例が「⑦と⑧は、当該廃棄物処分場設置者の支配領域内にある廃棄物処分場施設内の問題であり、将来の予測という面についても、当該設置者自身が設置、運営するのであるから、当該設置者自身でなければ説明することができない問題であり、原告らに説明させることは意味

87) このように主要事実に着目して、裁判例をとらえる思考法については垣内秀介准教授（東京大学）より示唆を得た。

がない」と判示し、支配領域ということに着目し、その上で、立証について論じていることの意義が説明できない。

また、このような理解の仕方によると、①に関して④と⑤、②に関して⑥という被告が反証すべきことをあげ、③についてだけ反証すべきことをあげていないことになり、不自然なことになる。

また、③についてのみ、①と②と異なり、「ある場合」に限って論じているのは、①と②について高度の蓋然性の立証ではなく、合理的に疑われることの立証しか要求していないため、論理的に、③については、「ある場合」に限って論じることになったものであると考えられる。

以上のことから、前述の私見のとおり、全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例は、事案解明義務と証明度の引下げを用いた裁判例であると考えべきである。

(3) 裁判例の検討（志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件）

志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件の裁判例⁸⁸⁾は、民事訴訟で原子炉の運転の差止めを認めた初めての裁判例であり、国の原発行政に与える影響が極めて大きい裁判例である。

志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件の裁判例において、事案解明義務、証明度の引下げは用いられているであろうか。以下、志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件の裁判例について、分析、検討する。

志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件の裁判例は次のように判示した。

本件において原告らは、本件原子炉の運転により、原告らが規制値（以下「許容限度」ということがある。）を超える放射線を被ばくする具体的危険があることを主張立証すべきことになる。

他方、原子力発電所は大量の放射性物質を内蔵しており、電気事業者が何らの制御策も放射線防護も講じることなくこれを運転すれば、周

辺公衆が大量の放射線を被ばくするおそれがあるところ、被告は、高度かつ複雑な科学技術を用いて放射性物質の核分裂反応を制御しながら臨界を維持するよう本件原子炉施設を設計するとともに、多重防護の考え方に基づいて各種の安全保護設備を設計しており、本件原子炉施設におけるこれらの安全設計及び安全管理の方法に関する資料は全て被告が保有している。

これらの事実にかんがみると、原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点から、被告において、原告らが指摘する「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」の存在を推認すべきである。

以下、志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件の裁判例において、事案解明義務や証明度の引下げが用いられているか否かについて、前述の事案解明義務の要件を基に検討する。

まず、判旨は、本件原子炉施設におけるこれらの安全設計及び安全管理の方法に関する資料は全て被告が保有しているとしているので、②原告が客観的に事実の解明をなし得ない状況にあり（事実からの隔絶）、③そのことに非難可能性がなく、④それに反して相手方は事実を容易に解明できる立場にありその期待可能性があるといえる。

次に、判旨は、原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証する必要があるとしているが、これは、原告に、①自己の権利主張につき合理的な基礎があることを明らかにする手がかりを示すこと

88) 前掲注68) 金沢地判平成18年3月24日（志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件）。

を要求していると考ええる。

そして、判旨は、被告において、原告らが指摘する「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきとしているが、これは、被告に、事案解明義務を負わしたものであると考える。

なぜなら、判旨の「被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証」すればよいということを、証明度の引下げと考え、また、「具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべき」という判旨の文言通り、「反証」を反証と考えると、判旨の「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」の存在を推認すべきである、ということの説明ができないからである。というのは、証明度の引下げをしているのであれば、「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」の存在を推認するまでもなく、立証は成功しているからである。

このように考えると、「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」の存在を推認すべきである、というのは、事案解明義務違反に基づく裁判所の自由裁量であると考えることができる。

以上のことから、志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件の裁判例は、事案解明義務を用いた裁判例であると考ええる。

(4) まとめ

以上のような分析、検討の結果、全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例は、事案解明義務と証明度の引下げを用い、志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件の裁判例は、事案解明義務を用いて、妥当な解決を図っていると私は考える。

8 小括

以上のように、私は、公害訴訟で、証明の負担の軽減、立証困難緩和の法技術として用いることができるのは、事案解明義務と、証明度の

引下げであると考ええる。

そして、分析、検討の結果、差止請求の認められた最近の裁判例でそれらが用いられていると考える。すなわち、全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例は、事案解明義務と証明度の引下げを用い、志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件の裁判例は、事案解明義務を用いていると考える。

前述のように、事案解明義務は、主張されたドイツにおいても、我が国においても、一般的に承認されるには至っていないにもかかわらず、最近の公害訴訟における裁判例で用いられ、差止請求が認められているということである。

全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例も志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件の裁判例も、前述のように、それぞれの分野で、初めて差止請求が認められたものであるため、これらの裁判例で事案解明義務が採用されているというのは、非常に重要な意義を持っていると考える。

これは、前述のように、事案解明義務が、一方当事者に証明責任を負わせ、あとは、当事者の訴訟追行に任せるという伝統理論から生じた証拠を巡る両当事者の法的地位の不平等を調整して、証明責任を負う者に事案の解明を期待できない場合に相手方当事者に主張・立証の義務を認め、実質的当事者平等原則の実現を目指すものであるため、裁判所が事案解明義務を評価でき、公害訴訟によく当てはまると考えているということであろう。

全限町産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件の裁判例も志賀原子力発電所2号機建設差止請求事件の裁判例も人格権を根拠に差止請求を認めており、環境権を根拠に差止請求を認めたものではないが、事案解明義務を用いることにより、証明の負担の軽減や立証困難の緩和をすることができ、差止請求が認められやすくなるということは、環境権を根拠に差止請求を認める場合にも当てはまることである。

VI. 結語

以上のように、環境・公害事件の場合の不法行為の差止請求は、環境権を根拠に認めるべきであると考えられる。

環境権を根拠にする考え方は、身体・生命への侵害結果を問題とせず、環境の侵害すなわち身体・生命への危険を問題として差止請求をすることができるというものである。裁判例のように、人格権を根拠に差止請求を認める考え方よりも早い段階で差止請求をすることができるという利点を有している。

そして、そのような利点は、差止請求の要件として、絶対的差止基準を認め、また、絶対的差止基準に達しない場合の利益衡量において違法性阻却事由や違法性減殺事由を厳格に考えることによって、より生かされることになる。

また、環境権を認め、環境アセスメントや住民への説明といった手続面を重視することにより、住民の環境に対する意識が高まり、それが環境保護につながると考えられる。

このようなことから、今後は、裁判規範として積極的に環境権を認め、それに基づく差止請求を認めていくべきである。

そして、公害訴訟において、当事者の実質的平等を図り、差止請求を認めるため、事案解明義務や証明度の引下げを用いるべきである。特に、事案解明義務は、公害訴訟の差止請求において大きな意義があると考えられるので積極的に用いるべきである。

そうすることにより、より良い環境の中で、人は生きていくことができると考える。

以上のように、私は、本稿において、環境・公害事件の場合の不法行為の差止請求について、その特殊性を踏まえたうえで、より良い環境の保護、人の身体・生命の保護という観点から、分析、検討した。そして、本稿における私の主要な主張は、環境権を根拠に差止請求を認めるべきであるということと、公害訴訟におい

て事案解明義務を積極的に用いるべきであるということである。もっとも、環境権については、権利主体が問題とされ、また、事案解明義務については、細部にまだ詰めるべき問題が残っている⁸⁹⁾ので、それらの問題について検討することが、今後の課題となるであろう。

(いいだ・たいし)

89) 高橋・前掲注60)510頁, 511頁。